四　使用の過程にある原動機付自転車（排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　次の表の原動機付自転車の種別の欄に掲げる二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）のうち、当該原動機付自転車の消音器について改造又は交換を行ったもの　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換したものにあってはロに定める基準を適用するものとする。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
⑴　第１種原動機付自転車	84
⑵　第２種原動機付自転車	90

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限る。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

第百六十八条第一項第五号中「次に掲げる消音器（二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限る。）に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第３号及び第４号」を「二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものに限る。）に備える消音器のうち、次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第３号」に改め、同条第二項第六号を次のように改める。

六　原動機付自転車（二輪の原動機付自転車であって、総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものにあっては、使用の過程にあるものに限る。次項において同じ。）に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものであること。

第百六十八条第三項を次のように改める。

3　原動機付自転車に備える消音器は前項第六号の基準に適合するものとして、次に掲げる原動機付自転車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　使用の過程にある原動機付自転車のうち、当該原動機付自転車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかの表示がある消音器

⑴　型式認定原動機付自転車の製作者が、当該型式認定原動機付自転車に備える消音器に行う表示

⑵　別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

⑶　協定規則第９号、第41号若しくは第63号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する原動機付自転車が備える消音器に表示される特別な表示

⑷　協定規則第92号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

ロ　次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

⑴　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が79dB以下であることが運行の際に明らかである原動機付自転車

⑵　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第９号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

二　前号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／ｈ以下のもの又は三輪以上のものに限る。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかの表示がある消音器

⑴　型式認定原動機付自転車の製作者が、当該型式認定原動機付自転車に備える消音器に行う表示

⑵　別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

⑶　協定規則第９号、第41号若しくは第63号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する原動機付自転車が備える消音器に表示される特別な表示

⑷　協定規則第92号又はこれと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

ロ　次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

⑴　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が79dB以下であることが運行の際に明らかである原動機付自転車

⑵　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第９号、第41号若しくは第63号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

三　第一号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／ｈを超えるものであって、二輪のものに限る。以下この号において同じ。）　次に掲げるいずれかに該当する消音器

イ　次に掲げる消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの

⑴　細目告示第252条第１項第３号の基準に適合する型式認定原動機付自転車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

⑵　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器

ロ　次のいずれかに該当する原動機付自転車が現に備えている消音器

⑴　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.1.及び6.2.に限る。）に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

⑵　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第４改訂版補足第３改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである原動機付自転車

第百八十四条第一項第二号の表中「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／ｈ以下のものに限る。）」及び「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／ｈ以下のものに限る。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

三　消音器について改造又は交換を行っていない二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/ｈを超えるものに限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える原動機付自転車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。